

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の成立と関係閣僚会議決定の基本方針を受け、関係者間の連携を強化するとともに所有者不明土地問題に取り組む市町村等を支援するため、全国10ブロックに地方整備局を中心とする協議会を設置。さらに、令和4年の同法改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、広く土地に関する課題解決等を支援する組織へと改組。
- 平成31年2月に「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会」が設立され、令和4年5月に「関東地区土地政策推進連携協議会」へと改組。

